

## 和解勧告書

中央労働委員会は、中労委平成25年（不再）第92号・同26年（不再）第2号事件のうち、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）並びに日本医療労働組合連合会（以下「日本医労連」という。）及び全国労災病院労働組合（以下「組合」という。）との争いに係る部分（以下「本件」という。）に関し、下記により和解することを適当と認め、和解を勧告する。

### 記

- 1 機構及び組合は、本件紛争が円満に解決したことに鑑み、今後とも相互の信頼関係と建設的な労使関係の構築に努力しつつ、期末・勤勉手当の決定については、労使自治の原則に則り、団体交渉において誠意をもって十分に交渉を尽くして合意形成に努める。
- 2 このため、機構及び組合は、相互の立場を尊重し、機構を取り巻く環境の変化や課題を共有した上で、職場の実態、機構の業務実績及び国・社会一般の情勢を踏まえて交渉を行う。その際、機構は、必要な資料を提示し、十分説明を尽くす。
- 3 機構及び組合は、前記1の団体交渉に関わって、当分の間、「職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する達」第1条、第2条及び第2条の2の規定が適用されないことを相互に確認する。
- 4 機構及び組合は、前記1の団体交渉で合意に至らず、双方のいずれかが中央労働委員会にあっせんを申請した場合には、相手方はあっせんに応じることとし、あっせんの手続中において当該あっせん事項に係る争議行為は行わない。
- 5 機構及び組合は、団体交渉を円滑かつ効率的に行うため、平成24年4月4日付け協定書に係る団体交渉の基本ルールについて協議を再開し、早期に合意形成できるよう努めるとともに、その間、本和解の精神に則った対応を行う。  
団体交渉の基本ルールについては、次のことを含むものとする。
  - (1) 機構及び組合は、団体交渉に先立って、双方の窓口担当者により、交渉事項の具体的な内容（要求事項の内容、要求する資料等）を確認し、交渉員の役職及び氏名を互いに通知し、交渉日時・場所その他必要な事項について協議して合意するため、事務折衝を行う。
  - (2) 団体交渉開始時刻は、原則として、業務上支障がない限り、午後5時までの時間帯に設定するとともに、交渉時間は2時間程度とする。ただし、2時間を経過したことのみに理由として、団体交渉を打ち切らない。

(3) 機構及び組合は、相互の立場を尊重して団体交渉に臨むものとする。

6 機構は、本件紛争が長期化したことについて、遺憾の意を表明する。

7 本和解成立をもって、日本医労連及び組合は、神奈川県労委平成26年(不)第23号事件に係る申立てを取り下げる。

8 機構は、本件再審査事件に関して、組合に対し、解決金として金75万円を支払う。

9 機構並びに日本医労連及び組合は、以上で定めるほか、本件紛争に関して、双方に何らの債権債務が存在しないことを確認するとともに、本和解成立以前の期末・勤勉手当に関して、その団体交渉経緯を含め争わない。

以上

平成27年1月8日

中央労働委員会

審査委員 鎌田耕一



参与委員 荒川 洋



参与委員 金子 詔



独立行政法人労働者健康福祉機構

理事長 武谷雄二 殿

日本医療労働組合連合会

中央執行委員長 中野千香子 殿

全国労災病院労働組合

中央執行委員長 横山智子 殿

上記勧告を受諾し、労働組合法第27条の14第2項による和解の認定を申し立てる。

平成27年1月8日

独立行政法人労働者健康福祉機構

理事長 武谷雄二

上記代理人 弁護士 太田恒久



同 石井妙子



同 深野和男



同 川端小織



同 伊藤隆史



同 西濱康行



同 石井拓士



日本医療労働組合連合会

中央執行委員長

中野千香子

全国労災病院労働組合

中央執行委員長

横山智子

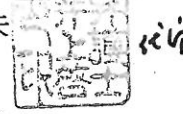


上記2名代理人 弁護士

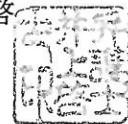
伊藤幹郎



同 上条貞夫



同 井上 啓



本和解については、労働組合法第27条の14第2項所定の要件を満たしているものと認める。よって、本件の審査の手続は終了し、本件に係る初審命令（神奈川県労委平成24年（不）第21号事件のうち、日本医労連及び組合と機構との争いに係る部分）は失効する。

平成27年1月8日

中央労働委員会

審査委員 鎌田耕一

